

保険商品の推奨販売方針

当社は、会社方針により原則補償内容や事務手続き、保険金請求手続きに精通している損害保険ジャパンの商品をご提案いたします。

ただし、次の（１）～（３）の場合には各選定理由に基づき推奨保険会社の商品をご案内いたします。

（１）契約を継続される場合

お客さまの基本情報を有していることから現在ご契約中の保険会社の商品をご提案いたします。ただし、その商品が当社ではお取り扱いできない保険会社の商品の場合やご契約の維持管理が難しいと判断した場合には補償内容や事務手続き、保険金請求手続きに精通している損害保険ジャパンの商品をご提案いたします。

（２）団体契約ならびに団体扱契約の場合

損害保険ジャパンの商品を長年に亘り募集しており、補償内容や事務手続き、保険金請求手続きに精通していること、団体割引の適用が可能となる当該制度の維持・管理をしている損害保険ジャパンの商品をご提案いたします。

（３）ホームページに掲載のインターネット申込完結型の保険商品の場合

インターネット上で契約手続きが可能な取扱商品のうち、当社が選定した保険会社の商品をご提案いたします。

2022年4月1日

立正エンタープライズ株式会社